

「横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン」の制定について

1 制定の趣旨

近年、建築物の高気密化や化学物質を放散する建材の使用等により、室内空気中に含まれる化学物質が増加し、新築、改修した建築物の利用者等が、化学物質に起因すると思われる体調不良を起こす、シックハウス症候群が問題となっています。

横浜市では、「横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン」を平成 16 年 4 月に制定し、市が建設・管理する公共建築物におけるシックハウス症候群の予防対策を進めてきました。

さらに、民間の建築物においても、シックハウス症候群の防止に取り組んでいただくため、建築物を設計・建築・管理される方の取組指針として、「横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン」を平成 17 年 12 月に制定しました。

市民が利用する建築物を管理されるにあたっては、本ガイドラインに沿って適切にシックハウス対策を実施していただきますようお願いいたします。

2 ガイドラインの概要

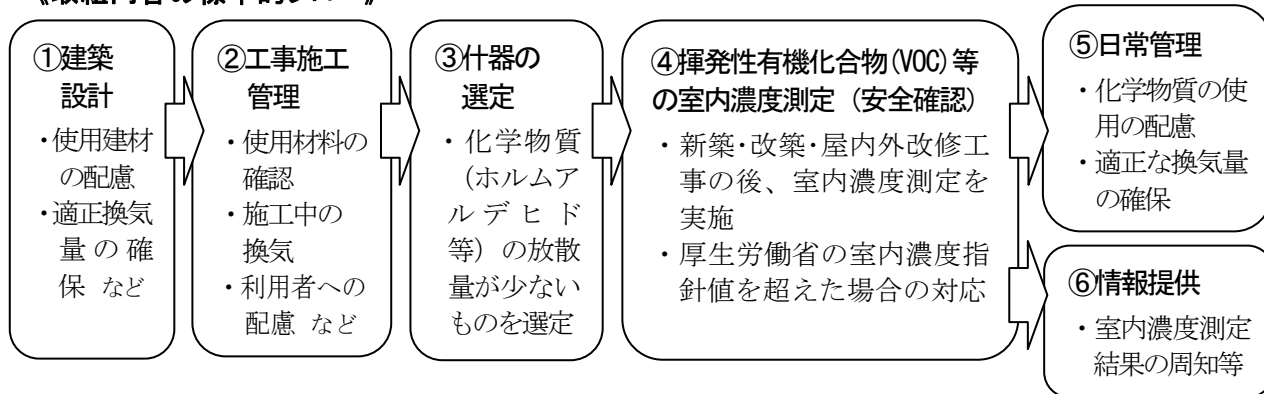
(1) 対象

保育所・幼稚園・福祉施設・学校等、多数の市民が利用する建築物

(2) 内容

建築物の設計・施工上の配慮から、日常管理まで、総合的な取組内容を定めています。

《取組内容の標準的フロー》



3 施設管理者が実施する主な内容

- 改修工事や設備機器の交換など、施設を利用しながら工事を行う場合は、施工者と十分打合せを行い、利用者の安全に配慮します（②工事施工管理）。
- 室内に新たな什器（机、イス、棚など）を設置する場合は、材質を確認し、化学物質の放散が少ないものを選定します（③什器の選定）。
- 次のようなときは、室内空気中の化学物質濃度の測定を行い、空気の安全を確認します（④揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定）。

- ・ 新築、増築、改築、屋内・屋外の改修工事を行った後、引渡しを受け、什器を搬入したとき（屋外の改修工事は、居室に接する面（壁面・屋上等）で実施した場合を対象とします。）
- ・ 上記の工事を行った後、最初に訪れる夏期（7月～9月）
- ・ 什器類を大幅に入れ替えたとき

- 室内で化学製品（ワックス、芳香剤など）を使用する際の配慮、十分な換気など、室内空気中の有害な化学物質を低減化するよう、施設の日常管理を適切に行います（⑤日常管理）。
- 室内濃度測定の結果や、シックハウス対策の内容などについて、利用者への積極的な情報提供を行います（⑥情報提供）。

横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン

平成 17 年 12 月 20 日 制定
平成 24 年 4 月 6 日 一部改正

1 目的

市民のシックハウス症候群による健康被害を防止するため、建築物の建設及び管理にあたって留意すべき事項をガイドラインとしてとりまとめることにより、設計・施工者及び施設管理者の取組の指針とし、市民が利用する施設の室内空気中の有害化学物質濃度の低減化をすすめます。

2 対象

保育所・幼稚園・福祉施設・学校等、多数の市民が利用する建築物

3 取組内容

(1) 建築設計

設計者及び施設管理者は、多数の市民が利用する建築物の新築・改築・改修等の建築設計にあたって次のことを行います。

ア 使用建材等の配慮

使用する建材等は、下地材を含め、屋内、屋外を問わず、原則としてホルムアルデヒド、トルエン等を放散しないか、放散量の少ない材料を選定し、設計図書に明記することとします。

イ 工法の配慮と適正換気量の確保

やむを得ずホルムアルデヒド、トルエン等が含まれる建材等を使用する場合は、室内環境等への影響が最も小さくなる工法を選定し、換気について適正な換気量を確保する設計をします。

ウ 室内濃度測定の実施等

引き渡しまでの間に揮発性有機化合物 (VOC) 等の室内濃度測定を実施するとともに、その結果に基づき必要な措置を講ずるため、時間的余裕を事前に見込みます。

(2) 工事施工管理

工事施工者は、次の管理を行います。

ア 使用材料が適正かつ安全な材料であるかを化学物質等安全データシート (MSDS) 等により確認するとともに、材料保管場所の通風換気や材料間の化学物質の移行防止等の配慮をします。

イ 施工中はもとより、竣工、引き渡しまでの間、積極的な通風換気につとめます。

ウ 屋内外改修工事、設備機器の交換・改修など、施設を利用しながらの工事にあたっては、施設管理者と十分打合せを行い、利用者等の安全に配慮します。

エ 工事完成後引き渡しまでの間に、揮発性有機化合物 (VOC) 等^{注1}の室内濃度測定を実施します。測定対象室、測定方法等については、「横浜市建築局所管工事揮発性有機化合物 (VOC) 等の室内濃度測定マニュアル」^{注2}に準拠することとします。

(3) 什器の選定

施設管理者は、新たに机やいすなどの什器を購入する場合は、ホルムアルデヒド等の化学物質の放散量が少ない仕様のものを選定するよう配慮します。

(4) 揮発性有機化合物 (VOC) 等の室内濃度測定 (安全確認)

ア 施設管理者は、居室内の空気質の安全を確認するため、次に該当する場合に、揮発性有機化合物 (VOC) 等^{注1}の室内濃度測定を実施します。

(ア) 新築・増築・改築・屋内外改修工事^{注3}の後に引き渡しを受け、什器を搬入したとき

(イ) 新築・増築・改築・屋内外改修工事^{注3}の後に、最初に訪れる夏期

(ウ) 什器を大幅に入れ替えたとき

イ 施設管理者は、アによる VOC 等室内濃度測定の結果、厚生労働省指針値を超えた場合は、次の措置を行います。

(ア) 原因究明・改善措置・安全確認

原則として当該施設の使用を中止し、原因を調査するとともに、原因物質の除去や換気を十分に行うなどの対策を講じた後に再測定を行い、指針値を超過していないことを確認した上で施設の使用を再開します。

(イ) 健康被害への対応

指針値を超えた建築物において、市民等から体調不良など化学物質に起因する健康被害の発生が疑われる訴えや相談があった場合は、原因を調査するとともに、医療機関の受診を勧めます。

(5) 日常管理

施設管理者は、日常の管理として次のことを行います。

ア 化学物質の使用の配慮

殺虫剤、床ワックス、トイレの芳香・消臭剤等の薬剤や日用品を使用する場合、厚生労働省がシックハウス症候群の原因物質として室内濃度指針値を定めた物質を含むものは、原則として使用しないこととします。

イ 適正な換気量の確保

自然換気の場合には通風を考慮した窓の開放を行います。

換気扇等の機械換気設備が設置されている場合には、適正な換気量が確保されていることを確認し、換気設備の常時運転を行うなど十分な換気を行います。

(6) 情報提供

施設管理者は、シックハウス対策に係る取組内容や、(4)による VOC 等室内濃度測定の結果について、利用者に情報を提供します。

注1：厚生労働省が室内濃度指針値を定めている物質のうち、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンとします。

注2：この室内濃度測定マニュアルは横浜市建築局のホームページに掲載されており、「横浜市建築局＞公共建築部＞基準・参考図書＞特別仕様書関連要領等＞横浜市建築局所管工事、揮発性有機化合物 (VOC) 等の室内濃度測定マニュアル」で見ることができます。

注3：屋内の改装、改修工事及び居室に接する面の防水・外壁塗装等の屋外の改装、改修工事をいいます。

* 詳しくは、パンフレット「横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン」をご覧ください。

お問い合わせ先

横浜市健康福祉局健康安全部生活衛生課 (TEL 045-671-2456)